

毒物劇物販売業各申請（届）書の提出部数及び記載上の注意

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
登録申請書	登録申請書 (手数料 16,900円) R5.4.1 現在	1	1 該当する種類を○で囲みます。 2 所在地がビルの場合、ビル名まで記載します。 3 貯蔵設備を持たない場合、申請書の備考欄に、「設備の概略図を省略する」及び貯蔵設備を持たない理由をカッコ書きで記載します。
	添付書類		
	1 店舗の概要図	1	1 直接現物を取り扱う場合は、事務所と保管場所がどの位置にあるかを赤字で明示します。 2 貯蔵設備を持たない場合は、概略図は不要です。
	☆2 登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	1	法人の目的の中に、毒物劇物の販売に関する業務の記載があることを確認します。
	取扱責任者設置届	1	1 業務の種別は、一般販売業・農業用品目販売業・特定品目販売業の種別を記載します。 2 登録番号、登録年月日は記載しないでください。 3 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載します。同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農業用品目・特定品目）を併記します。
	添付書類		
	☆1 資格証明書	1	薬剤師一免許証の写し又は登録済証明書の写し（いずれも本証を持参） 学校卒業者一卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し（本証を持参）（高等学校の卒業者は履修単位修得証明が必要） 試験合格者一合格証の写し（本証を持参）
	2 証 書	1	毒物劇物取扱責任者が申請者（法人の場合を含む。）に雇用されている場合
	☆3 診 断 書	1	1 診断事項には「精神機能の障害については、明らかに該当しない」こと「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒ではない」ことが必要です。 2 診断年月日から3か月以内のものが有効です。
	☆4 宣 誓 書 (5 誓 約 書)	1 (1)	毒物劇物取扱責任者が作成します。 視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、毒物劇物取扱責任者の業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うための措置を講じることが必要な者を設置したときにのみ提出します。
登録更新申請	登録更新申請書 (手数料7,400円) R5.4.1現在	1	1 該当する種類を○で囲みます。 2 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。
	添付書類		
	登 録 票	1	紛失等のため添付できないときは、登録更新申請書の「備考欄」にその旨を記載します。
変更	変 更 届	1	1 変更事項には具体的な内容（氏名、住所、構造設備等）を記載します。 2 変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については事実のあった年月日）を記載します。 3 この届書は、変更してから30日以内に提出します。
	添付書類		
	☆1 必 要 書 類 (登記事項証明書等)	1	変更内容（変更前後）が確認できる書類
	2 概 要 図	1	構造設備をどのように変更したか（変更後）がわかる図面
	取扱責任者変更届	1	1 業務の種別は、一般販売業・農業用品目・特定品目販売業の区別を記載します。 2 資格は、法8条第1項の第何号に該当するかを記載します。同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農業用品目・特定品目）を併記します。 3 毒物劇物取扱責任者自身の氏名又は住所変更に関しては、更新時の備考に記載してください。変更届の提出は必要ありません。 4 この届書は、変更してから30日以内に提出します。
書換え交付申請	添付書類		
	取扱責任者設置届の添付書類に同じ	各1	取扱責任者設置届の添付書類に同じ。
登録票書換え交付申請書	登録票書換え交付申請書 (手数料 2,800円) R5.4.1 現在	1	1 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。 2 住居表示に関する法律に基づく変更のときは、区市町村が発行する住居表示変更証明書の原本又は写し（本証を持参）を添付すれば、手数料は不要です。 3 区市町村の合併、併合、分割等に基づく区市町村名の変更のときは、手数料は不要です。
	添付書類		
	登 録 票	1	
再交付申請	登録票再交付申請書 (手数料4,900円) R5.4.1現在	1	登録年月日は、有効期間の最初の年月日、を記載します。
	添付書類		
	登 録 票	1	紛失等のため添付できないときは、再交付申請書の「備考欄」にその旨を記載します。
廃止届	廃 止 届	1	1 廃止の際に現に所有する毒物劇物に関する項目は必ず記載します。 2 この届書は、変更してから30日以内に提出します。
	添付書類		
	登 録 票	1	紛失等のため添付できないときは、廃止届の「備考欄」にその旨を記載の上、理由書を添付します。

○ ☆印の書類については、千代田区内の他の店舗において提出済で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、届書等の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項（店舗の所在地、名称等）を記入してください。

○原本等照合を要する書類については、申請者が申請書等の余白に、申請者氏名及び原本等と相違ない旨を記載することにより、写しの提出のみでも差し支えませんが、調査時等に別途原本等を確認させていただくことがあります。

注：毒劇販売業の登録は登録票に記載されている営業者と店舗に対して与えられているものです。よって、営業者や店舗に変更のあった場合は新たな登録が必要になる場合があります。詳しくはご相談ください。